

発議案第 4 号

専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 22 日提出

匝瑳市議会議長 山崎 等 様

提出者 匝瑳市議会議員 近藤 魁人

賛成者 匝瑳市議会議員 佐藤 悟

提案理由

発議案第4号

専決処分事項の指定についての一部改正について

本案は、匝瑳市債権管理条例の制定に伴い、訴えの提起に関する事項を追加するため、所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり提案いたします。

専決処分事項の指定についての一部改正

専決処分事項の指定について（平成１８年２月２日議決）の一部を次のように改正する。

第２項中「である」の次に「訴えの提起、」を加える。

附 則

この改正は、令和５年４月１日から施行する。

(参考)
専決処分事項の指定についての一部改正新旧対照表

改	正	後	改	正	前
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分できる事項を次のとおり指定し、平成18年2月3日から効力を生じるものとする。 1 略 2 目的物の価格が、1件100万円以下である<u>訴えの提起</u>、<u>和解及び調停</u>に関すること（次項に該当するものを除く。）。 3 略			地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、市長において専決処分できる事項を次のとおり指定し、平成18年2月3日から効力を生じるものとする。 1 略 2 目的物の価格が、1件100万円以下である _____ <u>和解及び調停</u>に関すること（次項に該当するものを除く。）。 3 略		